第四三類　毛皮及び人造毛皮並びにこれらの製品

四三・〇一―四三・〇四	第四三・〇一項から第四三・〇四項までの各項の産品への他の類の材料からの変更

第九部　木材及びその製品、木炭、コルク及びその製品並びにわら、エスパルトその他の組物材料の製品並びに籠細工物及び枝条細工物（第四四類から第四六類まで）

第四四類　木材及びその製品並びに木炭

四四・〇一―四四・一三	第四四・〇一項から第四四・一三項までの各項の産品への他の類の材料からの変更
四四・一四―四四・二一	第四四・一四項から第四四・二一項までの各項の産品への他の項の材料からの変更

第四五類　コルク及びその製品

四五・〇一―四五・〇四	第四五・〇一項から第四五・〇四項までの各項の産品への他の項の材料からの変更又は、第四五・〇一項から第四五・〇四項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としないこと（第四五・〇一項から第四五・〇四項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としないこと。）。

第四六類　わら、エスパルトその他の組物材料の製品並びに籠細工物及び枝条細工物

四六〇一・二一―四六〇一・二二	第四六〇一・二一号若しくは第四六〇一・二二号の産品への他の項の材料からの変更又は、第四六〇一・二一号若しくは第四六〇一・二二号の産品への他の項の材料からの変更又は原産資格割合が五十パーセント以上であること（第四六〇一・二一号又は第四六〇一・二二号の産品への関税分類の変更を必要としないこと。）。
四六〇一・二九	第四六〇一・二九号の産品への他の類の材料からの変更（第一四〇一・九〇号のいぐさ（ユンクス・エフスス）からの変更を除く。）
四六〇一・九二―四六〇一・九三	第四六〇一・九二号若しくは第四六〇一・九三号の産品への他の項の材料からの変更又は、第四六〇一・九二号若しくは第四六〇一・九三号の産品への他の項の材料からの変更又は原産資格割合が五十パーセント以上であること（第四六〇一・九二号又は第四六〇一・九三号の産品への関税分類の変更を必要としないこと。）。
四六〇一・九四	第四六〇一・九四号の産品への他の類の材料からの変更（第一四〇一・九〇号のいぐさ（ユンクス・エフスス）からの変更を除く。）
四六〇一・九九―四六〇二・九〇	第四六〇一・九九号から第四六〇二・九〇号までの各号の産品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更又は、第四六〇一・九九号から第四六〇二・九〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としないこと（第四六〇一・九九号から第四六〇二・九〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としないこと。）。

第一〇部　木材パルプ、繊維素繊維を原料とするその他のパルプ、古紙並びに紙及び板紙並びにこれらの製品（第四七類から第四九類まで）

第四七類　木材パルプ、繊維素繊維を原料とするその他のパルプ及び古紙

四七・〇一―四七・〇六	第四七・〇一項から第四七・〇六項までの各項の産品への他の項の材料からの変更又は、第四七・〇一項から第四七・〇六項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としないこと（第四七・〇一項から第四七・〇六項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としないこと。）。
四七・〇七	第四七・〇七項の産品が第四十条に定める締約国において完全に得られ、又は生産される産品であること。

第四八類　紙及び板紙並びに製紙用パルプ、紙又は板紙の製品

四八・〇一―四八・二三	第四八・〇一項から第四八・二三項までの各項の産品への他の類の材料からの変更又は、第四八・〇一項から第四八・二三項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としないこと（第四八・〇一項から第四八・二三項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としないこと。）。

第四九類　印刷した書籍、新聞、絵画その他の印刷物並びに手書き文書、タイプ文書、設計図及び図案

四九・〇一―四九・一一	第四九・〇一項から第四九・一一項までの各項の産品への他の類の材料からの変更又は、第四九・〇一項から第四九・一一項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としないこと（第四九・〇一項から第四九・一一項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としないこと。）。

第一一部　紡織用繊維及びその製品（第五〇類から第六三類まで）

第五〇類　絹及び絹織物

五〇・〇一	第五〇・〇一項の産品への他の類の材料からの変更
五〇・〇二―五〇・〇三	第五〇・〇二項又は第五〇・〇三項の産品への他の項の材料からの変更
五〇・〇四―五〇・〇六	第五〇・〇四項から第五〇・〇六項までの各項の産品への他の項の材料からの変更（第五〇・〇四項から第五〇・〇六項までの各項の材料からの変更を除く。）
五〇・〇七	第五〇・〇七項の産品への他の項の材料からの変更

第五一類　羊毛、繊獣毛、粗獣毛及び馬毛の糸並びにこれらの織物

五一・〇一―五一・〇五	第五一・〇一項から第五一・〇五項までの各項の産品への他の類の材料からの変更
五一・〇六―五一・一〇	第五一・〇六項から第五一・一〇項までの各項の産品への他の項の材料からの変更（第五一・〇六項から第五一・一〇項までの各項、第五二・〇七項から第五二・一二項までの各項、第五四・〇二項から第五四・〇八号、第五四・〇九項から第五四・一六項までの各項又は第五五・〇九項から第五五・一一項までの各項の材料からの変更を除く。）
五一・一一―五一・一三	第五一・一一項から第五一・一三項までの各項の産品への他の項の材料からの変更（第五一・〇六項から第五二・一二項までの各項、第五四・〇二項から第五四・〇八号、第五四・〇九項から第五五・一六項までの各項の材料からの変更を除く。）

第五二類　綿及び綿織物

五二・〇一―五二・〇三	第五二・〇一項から第五二・〇三項までの各項の産品への他の類の材料からの変更
五二・〇四―五二・〇七	第五二・〇四項から第五二・〇七項までの各項の産品への他の項の材料からの変更（第五二・〇四項から第五二・〇七項までの各項、第五四・〇二項から第五四・〇八号、第五四・〇九項から第五五・一六項までの各項又は第五五・〇九項から第五五・一一項までの各項の材料からの変更を除く。）
五二・〇八―五二・一二	第五二・〇八項から第五二・一二項までの各項の産品への他の項の材料からの変更（第五一・〇六項から第五二・一二項までの各項、第五四・〇二項から第五四・〇八号、第五四・〇九項から第五五・一六項までの各項又は第五五・〇九項から第五五・一一項までの各項の材料からの変更を除く。）

第五三類　その他の植物性紡織用繊維及びその織物並びに紙糸及びその織物

五三・〇一―五三・〇五	第五三・〇一項から第五三・〇五項までの各項の産品への他の類の材料からの変更
五三・〇六―五三・〇八	第五三・〇六項から第五三・〇八項までの各項の産品への他の項の材料からの変更（第五三・〇六項から第五三・〇八項までの各項の材料からの変更を除く。）
五三・〇九―五三・一一	第五三・〇九項から第五三・一一項までの各項の産品への他の項の材料からの変更（第五三・〇六項から第五三・一一項までの各項の材料からの変更を除く。）

第五四類　人造繊維の長繊維並びに人造繊維の繊物及びストリップその他これに類する人造繊維製品

五四・〇一―五四・〇六	第五四・〇一項から第五四・〇六項までの各項の産品への他の類の材料からの変更（第五一・〇六項から第五一・一〇項までの各項、第五二・〇七項から第五五・〇九項から第五五・一一項までの各項、第五四・〇二項から第五四・〇八項又は第五四・〇九項から第五五・一六項までの各項の材料からの変更を除く。）
五四〇七・一〇	第五四〇七・一〇号の産品への他の項の材料からの変更（第五四・〇八項の材料からの変更を除く。）